

優先順位	1
------	---

ごみの削減目標と市民への周知方法

環境部 資源廃棄物政策課

1 ごみの削減目的

本市では、再資源化できる資源物は分別収集し、「もえるごみ」を削減することによって、地球温暖化の原因のひとつとなっている二酸化炭素の排出量を削減し、また、最終処分場の延命化や焼却施設の規模縮小化による建設コストの削減につなげてまいります。

2 ごみの削減目標

平成 23 年度

(1) 草木類の対策

- ・ 学校、自治会等からの剪定枝等の資源化推進（減量効果：△150t）

(2) 紙ごみの減量対策

- ・ 学校、自治会の拠点回収（減量効果：△50t）

(3) 事業者への減量対策

- ・ ごみ処理手数料の改正（減量効果：△4,700t）

平成 24 年度

(1) 生ごみの対策

- ・ 学校給食生ごみ堆肥化等の推進（減量効果：△90t）

(2) ごみ袋の統一

- ・ 指定ごみ袋の統一（減量効果：△11,800t）

平成 25 年度

(1) ごみ分別の統一及びごみ処理有料化の検討

- ・ ごみ分別の統一（減量効果：△90t）
- ・ 粗大ごみ処理有料化（減量効果：△2,300t）
- ・ 可燃・不燃ごみ処理有料化の検討

3 市民への周知方法

平成 23 年度

(1) ごみ減量推進員制度による自治会啓発体制の推進

(2) 環境教育の推進

- ・ 小、中学校へのごみ分別、減量教育（出前講座、環境絵本配布）

(3) ごみ減量啓発

- ・ ごみ広報誌等の充実
- ・ 清掃事業ホームページの充実

【協議要旨】

- ◆ ごみ減量の目的・メリットを明確に打ち出し、既存の広報媒体を有効活用したごみ削減に対する市民への徹底した周知とともに学校等教育機関との連携による環境教育を進める。

優先順位	1
------	---

ごみ処理施設統廃合計画について

環境部 廃棄物処理施設管理課

1 焼却施設の現状

施設名	能力	竣工(稼動)	改修年月日	改修(直近)	休止計画
西部清掃工場	150×3	H.21.02.01	———		———
南部清掃工場	150×3	S.56.02.28	H.08.03.10	H21~H23	H.33
北部清掃工場	90×4	S.49.03.30	S61~H2	H.14.03.20	H.22
浜北清掃センター	90×1	S.61.03.25	H.14.10.24		H.24
	20×2	H.09.03.27	———		
天竜ごみ処理工場	18×2	H.17.05.30	———		H.29

(※単位:トン)

2 統廃合計画

(1) 焼却施設

現在稼動している 5 焼却施設のうち、西部清掃工場を除く 4 施設は、改修費用、施設の位置等総合的に勘案して休止し、将来的には西部清掃工場と新（仮称第 4）清掃工場との 2 施設による処理体制とする計画である。

(2) 破砕処理施設等

【不燃・粗大ごみ、容リプラ等の資源物】

処理は平和破砕処理センター及び中間処理業者への委託等、5 処理区ごとに実施している。

平和破砕処理センターは、平成 4 年度に稼動した施設で老朽化が目立っており、今後、効率的かつ合理的な市内一元化処理を視野に入れ、新（仮称第 4）清掃工場同一敷地内に第 2 破砕処理センター建設を計画している。竣工後、平和破砕処理センターは休止する予定である。

【ペットボトル・びん・かん】

南部清掃工場内にあるペットボトル圧縮減容施設の老朽化が著しく、夏季には処理能力を上回る搬入量がある。また、平和最終処分場にあるびんのストックヤードも埋め立てに支障をきたしており、これらに対処するため資源化処理施設として静ヶ谷リサイクルセンターの建設を計画している。

優先順位	1
------	---

新（仮称第4）清掃工場建設計画について

環境部 廃棄物処理施設管理課

1 事業の概要

新（仮称第4）清掃工場は、南部清掃工場の代替施設としての位置づけで建設され、将来的には西部清掃工場との2工場体制での運転により、焼却施設におけるごみの適正処理を計画している。

また、破碎処理施設等も効率的かつ合理的な市内一元化処理を図るため、平和破碎処理センターに替わる新破碎処理センターを新（仮称第4）清掃工場敷地内に併設するものである。

2 工事概要

(1) 敷地面積 約 100,000 m²（更新時の代替地含む）

(2) 焼却施設

① 処理規模 408 t／日

② 施設内容 ・工場棟 ・管理棟 ・計量棟 ・収集車両基地

③ 処理方法 西部清掃工場で採用している焼却溶融方式を主体として、最適な処理方式を導入

(3) 破碎処理施設等

① 処理規模 不燃・粗大ごみ 50 t／日×2基

プラスチック製容器包装 25 t／日×2基

② 施設内容 工場棟

（不燃・粗大ごみ破碎処理施設、プラスチック製容器包装減容施設）

3 整備スケジュール（平成23年度～）

- ・ 建設基本計画の策定、建設候補地の抽出・選定・評価
- ・ 環境影響評価調査〈方法書公告縦覧、調査実施計画書作成、現地調査・公聴会等〉
- ・ 都市計画決定〈案公告縦覧、都市計画審議会〉
- ・ 地質調査、測量調査、用地取得
- ・ 開発行為協議、農用地除外協議
- ・ 施設設計
- ・ 造成・建設・設備工事

【協議要旨】

- ◆ **ごみ減量計画の見直しを早急に進めると同時に、統廃合計画については、課題を整理しさらに精査する。今後のごみ減量の推進効果等勘案したうえで、新（仮称第4）清掃工場の規模や建設手法等を検討する。**

事業名	資源物分別収集事業	環境部
		資源廃棄物政策課

1 所管課 1次評価

現状

2 外部評価

◆評価結果

	廃止	再構築	改善	現状
評価(人)	0	0	3	3

◆主な意見

《外部評価》

- ・地区によって収集回数に差があるのは公平性に欠けるのでは。
- ・回収した資源がどのように活用されているか、再資源の見える化を進めるなかで受益者負担についても考えてほしい。
- ・市民にどれだけ周知するかが重要。

3 今後の対応

(1) 外部評価の実施に伴う事業の今後の方向性(該当に○)

	廃止	再構築	改善	現状
評価			○	

(2) 今後の考え方(外部評価の実施に伴う今後の考え方)

ア 収集回数の見直し及び資源化の見える化について

平成17年7月の合併以降における各地域のごみ処理の取組みの統一については、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう、激変緩和措置として従前の取組みを踏襲してきました。

しかしながら、合併後5年が経過し市全域を対象としたごみ処理施策の統合や見直し等が必要となってきました。「浜松市一般廃棄物処理基本計画」では、「ごみ分別の統一」を、平成25年度から計画的に実施することとしており、現在各地域の状況を調査しつつ、実施に向けて準備を進めているところです。

ごみ分別を全市域で統一することにより、各地域のごみの収集回数等の統一など、公平性を確保するとともに、資源物の再資源化の目的及び処理方法並びに資源化後の再生品についてもより明確化し、いわゆる「見える化」を実施します。

イ 受益者負担について

事業系ごみに対して徴収している一般廃棄物処理手数料については、平成14年度に改正していますが、平成17年の広域合併や処分場の統廃合等により、本市が負担している

一般廃棄物の処理コストも踏まえたものにします。

ウ 市民への周知方法

市民へのルール変更等の周辺状況や決め方については、事前に準備期間を十分に置いて周知します。

(3) 具体的対応(外部評価や意見を受けての改善や新たな取組の内容等)

《具体的取組内容及び見込まれる効果》

ア 収集回数の見直し及び資源化の見える化について

平成25年度から実施予定のごみ分別区分の統一と併せて、地域特性や取組み状況を考慮し収集回数を見直しを図っていくことにより、効率的なごみ収集及び収集コストの削減並びに埋立処分場の延命化が図られます。

また、廃棄物の資源化処理における処理ルート等を明確化し、積極的に出前講座や広報誌等で周知することにより、見える化が図られます。

イ 受益者負担について

受益者負担の原則から、本市の処理施設で処分している一般廃棄物に掛かる処理コスト(焼却部門費、破砕部門費、埋立部門費から物件費(減価償却費を含む。))と人件費を基礎として算出)に見合った一般廃棄物処理手数料(現行50円/10キログラム)を改正することにより増収が見込まれます。

ウ 市民への周知方法

広報誌やチラシ等を配布し、市民に対して分かりやすく、時間をかけて周知するとともに、きめ細かな話合いの機会を設けます。

《スケジュール》

ア 収集回数の見直し及び資源化の見える化

- ・平成22年度 各地域の取組み、集積所等の実態調査及び研究
分別区分の協議
- ・平成23年度 自治会等調整
収集方法の協議
収集体制、委託エリア見直し
品目数及び指定ごみ袋並びに集積所等の見直し
- ・平成24年度 市民へ周知(説明会開催等)
パンフレット等配布等
パブリックコメント実施
議会、庁内調整
- ・平成25年度 実施予定

イ 受益者負担の見直し

- ・平成22年度 条例改正の準備(事務調整等)
許可業者、排出事業者等に周知
清掃環境事業所と収納等の調整

・平成23年度 実施予定

(4) 取組に係る課題

ア 収集回数の見直しおよび資源化の見える化について

- ・地域の諸事情により統一区分やエリアの見直し
- ・集積所の設置基準及びステーションと集積所の統一

イ 受益者負担について

- ・排出事業者及び許可業者の反対
- ・清掃環境事業所の収納体制の統一

【協議要旨】

- ◆ **ごみ分別の種類について、11種類(「浜松市一般廃棄物処理基本計画」による)を予定しているが、費用対効果や住民の負担を考慮し、平成22年度中に方向性を整理する。**

事業名	産業廃棄物適正処理推進事業	環境部
		産業廃棄物対策課

1 所管課 1 次評価

現状

2 外部評価

◆評価結果

	廃止	再構築	改善	現状
評価(人)	0	0	5	1

◆主な意見

《外部評価》

- ・未然防止が重要であり、23年3月には緊急雇用対策事業も終了するので、新たなパトロールの仕組みを考えるべき。
- ・成果指標の設定も必要

3 今後の対応

(1) 外部評価の実施に伴う事業の今後の方向性(該当に○)

	廃止	再構築	改善	現状
評価			○	

(2) 今後の考え方(外部評価の実施に伴う今後の考え方)

当該事業における主要施策である不法投棄防止パトロールについては、昨年度から緊急雇用創出事業を利用することで徹底した監視体制によるパトロールを可能とし、不法投棄対策として格段の拡充を果たしてきた。ただし、緊急雇用が終了する平成24年度以降についても、不法投棄防止の成果を低下させることなく継続するため、平成23年度の一年間を掛け、パトロール事業の効率的な実施手法について調査する。

さらに、「抑止力」という見地から、新たな事業を展開することで、不法投棄のより一層の未然防止を推進する。

また、現在、具体的な指標を設置できていないが、今後の調査結果に基づき数値化できる指標を設け、事業改善及び新規事業についてその成果を的確に検証し、次年度の事業にフィードバックさせるシステムを確立する。

(3) 具体的対応(外部評価や意見を受けた改善や新たな取組の内容等)

《具体的取組内容及び見込まれる効果》

ア 不法投棄実態調査

平成 23 年度の重点雇用創出事業によって、これまでの不法投棄防止パトロールに加え、市内における不法投棄の実態を調査する。調査内容は、不法投棄多発地域、多発時間等について現地調査、統計調査を行い、投棄されやすい地形、時間帯、その他状況の特徴を取りまとめる。この結果に基づき平成 24 年度からの不法投棄防止パトロール事業の実施法を改善し効率化を図る。

イ 不法投棄防止パトロールの見直し

多発地域及び多発時間帯に重点を置いたパトロールを実施することで、パトロール経費を大幅に削減しても、防止効果を低下させることのない事業とする。

ウ 不法投棄対策の実施

不法投棄多発地域に監視カメラを設置することで、無人での常時監視と、その録画機能により行為者の判明を可能とする。さらに、カメラを用いた監視体制の整備については、マスコミ等を利用して広報することによって、大きな抑止力とする。

エ 市民協働の推進

先進市においては、環境活動を行うボランティアに対する支援法の一つとしてアドプト制度が確立しており、道路、公園、河川など一定の公共区間における環境美化が市民主体で行われている。

今後、不法投棄対策に係る市民協働の方策について当該制度の導入を含め検討する。

オ 成果指標の設定

不法投棄防止のための事業である以上、不法投棄量が最も適した指標であるが、事業目的が投棄物の発見ではないことから市内の総投棄量を把握することはできない。

そこで、平成 23 年度に実施する実態調査結果を踏まえ、効果の判定に相応しい重点監視地域を選定し、そこを定点とした不法投棄発見量を指標として設定することの是非と事業効果の検証方法について検討する。

《スケジュール》

- | | |
|-------------|---|
| ・平成 23 年度 | 重点雇用創出事業による不法投棄実態調査の実施
調査結果に基づくパトロール手法の見直しと指標の設定
監視カメラの効率的な設置箇所の検討と設置
市民協働による不法投棄対策に関する調査・研究 |
| ・平成 24 年度 | パトロール(市単独事業)の改善実施と検証
新指標に基づくパトロール事業の評価と新パトロール事業の確立
監視カメラの設置による不法投棄対策
市民協働による不法投棄監視体制の導入 |
| ・平成 25 年度以降 | 新パトロール事業の実施
監視カメラの設置による不法投棄対策
市民協働による不法投棄監視の実施 |

(4) 取組に係る課題

ア 実態調査

一年間の調査によって本市を代表する多発地域、多発時間帯が抽出できるか。

イ 不法投棄防止パトロール

手法の改善だけで費用対効果として現行の何倍もの効率を有するパトロールが可能か。

ウ 監視カメラ

夜間(暗闇)でも不法投棄者を判別できるに足る解像度を有するカメラを設置できるか。

エ アドプト制度

アドプト制度が、現在のところ前例のない廃棄物行政になじむ制度であるか。

オ 指標の設置

発見作業の量と相関がなく、的確に事業成果を評価できる指標が選定できるか。

【協議要旨】

- ◆ 監視カメラの設置については、経済的かつ効果的な導入手法を検討する。

推進項目	8 市民協働の推進・民間活力の導入						新規	G1
取組番号	8003	取組事項名	ごみ減量の推進			作成日	平成22年3月31日	
担当課	環境部	資源廃棄物政策課	実行責任者	山田 正樹		担当	減量推進グループ	
関連課								
政策名	ごみ減量・リサイクルの推進と安全かつ安定的なごみ処理体制の整備							
事業名	資源循環推進事業							
改善効果	質の改善	着手年度	22	最終目標 (成果指標)	浜松市一般廃棄物処理基本計画に基づき、1人1日あたりの排出量を平成18年度実績に対し、平成34年度は10%削減することを目標とする。			
	協働	終了年度	—					
対応方針 (全体計画)	浜松市一般廃棄物処理基本計画の事業を推進し、ごみ減量を図る。							
現状分析	過去3年間のごみ総排出量(拠点回収を含む)の推移 平成18年度 322,032t(実績) 平成19年度 316,947t(実績) 平成20年度 310,362t(実績)			課題・方向性	リデュース、リユース、リサイクルを柱とした取り組みを推進し、ごみ減量を図る。			
	⇒							
平成21年度								
取組状況・成果 次年度への展開	—							
	進捗状況	—	遅れている・未実施の理由	—				
年度	計画	取組・目標						
平成22年度	実施	ごみ総排出量(拠点回収を含む) 317,092.63t						
平成23年度	実施	ごみ総排出量(拠点回収を含む) 315,265.90t						
平成24年度	実施	ごみ総排出量(拠点回収を含む) 311,673.23t						
平成25年度	実施	ごみ総排出量(拠点回収を含む) 306,327.30t						
平成26年度	実施	ごみ総排出量(拠点回収を含む) 305,020.55t						
達成指標	指標名	浜松市一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみ総排出量(拠点回収を含む)					単位	トン
	年度	H22	H23	H24	H25	H26	最終値	
	計画値	317,092.63	315,265.90	311,673.23	306,327.30	305,020.55	305,020.55	
効果額:千円	前年経費	—						
	当年経費	—						
	単年度	0	0	0	0	0	0	
	歳入	—						
人工	前年	当年	前年	当年	前年	当年	前年	当年
	正規	—						
	非常勤 再任用	—						

